

改正案

現行

<p>（外国銀行支店に関する読替え）                  第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える法の規定</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>第十三条の二</p>	<p>その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その</p>	<p>当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者（以下この条及び次条において「特殊関係者」という。）又は当該特殊関係者の顧客</p>		
<p>（外国銀行支店に関する読替え）                  第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える法の規定</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>
		<p>第十三条の二本文</p>	<p>その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その</p>	<p>当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者（以下この条及び次条において「特殊関係者」という。）又は当該特殊関係者の顧客</p>		

<p>他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客</p>	<p>若しくは</p>	<p>とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその</p>
	<p>又は</p>	<p>とき</p>

<p>他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客</p>
----------------------------------------------------------------

(略)	(略)	(略)	他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき
第五十二条の二第三項	当該銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)  
 第十六条の二の二 法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。  
 一〜四 (略)

2 法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。  
 3 法第五十二条の二十一の三第三項に規定する政令で定める者は、

(略)	(略)	(略)	
第五十二条の二第二項	当該銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)  
 第十六条の二の二 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。  
 一〜四 (略)

2 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。  
 3 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者（当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。

一（三）（略）

4 法第五十二条の二十一の第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同条第十二号の三に掲げる会社を除く。）（を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してそ

次に掲げる者（当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。

一（三）（略）

4 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の

の法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。)により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。)、第三十条第三項(事業の一部の譲渡又は譲受け(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等(同号に掲げる会社を除く。)を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。))に係る部分に限る。)並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇四 (略)

五 法第八条第一項及び第四項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の

二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。)並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇四 (略)

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第二項、第五十二条の二の九第一項及び第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の十において準用する第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の

管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とする）こととなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二 四（略）

2 6（略）

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十

管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二 四（略）

2 6（略）

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十

七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者(法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者(法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

二 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正案	現行
<p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 法第八十七条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理</p> <p>六〜十 （略）</p> <p>255 （略）</p>	<p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 法第八十七条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理</p> <p>六〜十 （略）</p> <p>255 （略）</p>



(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関(信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	(略)	読み替えられる銀行法の規定
定期積金等	(略)	読み替えられる字句
定期積金	(略)	読み替える字句

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関(信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	(略)	読み替えられる銀行法の規定
定期積金等	(略)	読み替えられる字句
定期積金	(略)	読み替える字句

				(略)			
		第十三条の二		(略)			
とき、又は当該銀行	若しくは	。)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く)	子会社	(略)	預金者等の	第十三条の四
とき	又は		子会社	子会社	(略)	預金者又は定期積金の積金者(以下「預金者等」という。)	信用金庫法第八十九条の二
				(略)			
		第十三条の二		(略)			
		。)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く)	子会社	(略)	預金者等の	第十三条の四
			子会社	子会社	(略)	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)	信用金庫法第八十九条の二

<p>第三十七条第一項第一号</p>	<p>(略)</p>	
<p>銀行業</p>	<p>(略)</p>	<p>を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限り。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき</p>
<p>金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。五十七条の七第二項に</p>	<p>(略)</p>	
<p>第三十七条第一項第一号</p>	<p>(略)</p>	
<p>銀行業</p>	<p>(略)</p>	
<p>金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）の事業の一部</p>	<p>(略)</p>	

	(略)		において同じ。)の 事業の一部
第五十六条第三号	(略)	(略)	
第四十一条第四号	(略)	(略)	
信用金庫法第三十 条第一号	(略)	(略)	
第五十七条の七第二 項	銀行、銀行主要株主 、銀行持株会社	金庫	

2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合におい

	(略)		
第五十六条第三号	(略)	(略)	
第四十一条第四号	(略)	(略)	
信用金庫法第三十 条第一号	(略)	(略)	
(新設)			

2 法第八十九条第三項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第六項の規定による銀行法の準用についての技術的

ては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合には、「銀行法」の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えるは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-------------	-----	-----------	-----	---------

5 法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-------------	-----	-----------	-----	---------

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-------------	-----	-----------	-----	---------

5 法第八十九条第七項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-------------	-----	-----------	-----	---------

三 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係）            四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第            二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第            一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するもの            に限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する            資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の            提供、同条第八項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第七項            に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項に規定す            る指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係）            四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第            二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第            一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するもの            に限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する            資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の            提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九            十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供</p>

四 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>



続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第十二条の二第二項、第十三条の三	(略)	第十三条の四	(略)	長期信用銀行法第十七条の二	(略)
第十三条の三の二第一項	銀行業	銀行業	長期信用銀行の業務	長期信用銀行の業務	長期信用銀行の業務
第十三条の三の二第二項	総株主等の議決権	総株主又は総出資者の議決権（以下			

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第十二条の二第二項、第十三条の三	(略)	第十三条の四	(略)	長期信用銀行法第十七条の二	(略)
(新設)	(新設)				

	第十四条の二第二号	第十六条の四第一項	
	、第三章及び第四章	第十六条の二第一項 第一号から第六号ま で、第十一号及び第 十二号の二から第十 三号まで	特別事業再生会社
「総株主等の議決 権」という。」	並びに第十九条、 第二項、第二十条 第二項、第二十一 条第二項及び第四 項並びに第二十六 条	長期信用銀行法第 十三条の二第一項 第一号から第六号 まで、第十一号及 び第十二号の二か ら第十三号まで	同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）
	第十四条の二第二号	第十六条の三第一項	
	、第三章及び第四章	前条第一項第一号か ら第六号まで、第十 一号、第十二号の二 及び第十三号	特別事業再生会社
並びに第十九条、 第二項、第二十条 第二項、第二十一 条第二項及び第四 項並びに第二十六 条	並びに第十九条、 第二項、第二十条 第二項、第二十一 条第二項及び第四 項並びに第二十六 条	長期信用銀行法第 十三条の二第一項 第一号から第六号 まで、第十一号、 第十二号の二及び 第十三号	同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）

		第十六条の四第七項	第十六条の四第四項 第四号	第十六条の四第四項 第一号	第十六条の四第二項	
特定子会社		第十六条の二第一項 第十二号	第四条第一項	第十六条の二第七項	株式等	
特定子会社に規定する特定子	特定子会社（同号）	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号	長期信用銀行法第四条第一項	長期信用銀行法第十三条の二第九項	株式又は持分	
		第十六条の三第七項	第十六条の三第四項 第四号	第十六条の三第四項 第一号	第十六条の三第二項	
特定子会社		前条第一項第十二号	第四条第一項	前条第七項	株式等	総株主等の議決権
特定子会社に規定する特定子	特定子会社（同号）	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号	長期信用銀行法第四条第一項	長期信用銀行法第十三条の二第九項	株式又は持分	総株主又は総出資者の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）

第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	(略)	第十六条の四第九項	第十六条の四第八項	
第五十二条の二第一	同法	第五十二条の二第一項若しくは第二項	(略)	第二条第十一項	第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二	
長期信用銀行法第	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第三項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二	会社をいう。次項において同じ。）

第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	(略)	第十六条の三第九項	第十六条の三第八項	
第五十二条の二第一	同法	第五十二条の二第一項	(略)	第二条第十一項	前条第一項第十二号又は第十二号の二	
長期信用銀行法第	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	長期信用銀行法第六条の三第一項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第三項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二	会社をいう。次項において同じ。）

第五十二条の十六			(略)		
この法律の規定	この法律を適用する 場合	外国銀行主要株主	(略)	同法	項若しくは第二項
長期信用銀行法の 規定（同法第十七 条において準用す る銀行法の規定を 含む。）	長期信用銀行法を 適用する場合（同 法第十七条におい て銀行法を準用す る場合を含む。）	外国長期信用銀行 主要株主	(略)	貸金業法	六条の三第一項若 しくは第二項
第五十二条の十六			(略)		
この法律の規定	この法律を適用する 場合	外国銀行主要株主	(略)	同法	項
長期信用銀行法の 規定（同法第十七 条において準用す る銀行法の規定を 含む。）	長期信用銀行法を 適用する場合（同 法第十七条の規定 により銀行法を準 用する場合を含む 。）	外国長期信用銀行 主要株主	(略)	貸金業法	六条の三第一項

<p>第五十二條の二十一 第二項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項各号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 各号</p>
<p>第五十二條の二十一 の三第一項</p>	<p>銀行業</p>	<p>長期信用銀行の業 務</p>
<p>第五十二條の二十四 第一項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項第一号から第 五号まで、第十号及 び第十一号の二から 第十二号まで</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号及び 第十一号の二から 第十二号まで</p>
<p>特別事業再生会社</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>

<p>第五十二條の二十一 第一項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項各号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 各号</p>
<p>(新設)</p>	<p>第五十二條の二十三 の二第一項</p>	<p>第十六條の四の二 第一項</p>
<p>第五十二條の二十四 第一項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項第一号から第 五号まで、第十号、 第十一号の二及び第 十二号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号、第 十一号の二及び第 十二号</p>
<p>特別事業再生会社</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>

二項 第五十二条の六十第	(略)	第五十二条の四十四 第二項	(略)	(略)	(略)
	預金者等	第五十二条の三十八 第一項各号	定期積金等	預金者等の保護	第二条第十四項第一 号
	預金者及び定期積 金の積金者	長期信用銀行法第 十六条の六第一項 各号	定期積金	預金者等（預金者 及び定期積金の積 金者をいう。以下 この項において同 じ。）の保護	長期信用銀行法第 十六条の五第二項 第一号

(新設)	(略)	第五十二条の四十四 第二項	(略)	(略)	(略)
	預金者等	第五十二条の三十八 第一項各号	定期積金等	預金者等の保護	第二条第十四項第一 号
	預金者及び定期積 金の積金者	長期信用銀行法第 十六条の六第一項 各号	定期積金	預金者等（預金者 及び定期積金の積 金者をいう。以下 この項において同 じ。）の保護	長期信用銀行法第 十六条の五第二項 第一号

第五十二条の六十一 第二項			
銀行等が前項	当該銀行等	第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで
長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	当該長期信用銀行等	第三十八条	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二
第五十二条の六十一 第二項			
銀行等が前項	当該銀行等	第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで
長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	当該長期信用銀行等	第三十八条	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二



			(略)			
第五十三条第三項第四号			(略)			
特例子会社対象会社	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三第六項	(略)	第九章及び第十章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項
特例子会社対象会社	長期信用銀行等	長期信用銀行法第十六条の四第六項	(略)	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十二条まで	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項
			(略)			
第五十三条第三項第四号			(略)			
	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三第六項	(略)	第九章及び第十章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項
	長期信用銀行等	長期信用銀行法第十六条の四第六項	(略)	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十二条まで	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項

規定	読み替える銀行法の 読み替えられる字句	読み替える字句	2	(略)	(略)	(略)	社(同法第十六条 の四の二第一項に 規定する特例子会 社対象会社をいう 。以下この号にお いて同じ。)に該 当する持株特定子 会社(同法第十六条 の四の二第一項に 規定する持株特定 子会社
			法第十七条において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)	(略)	社(同法第十六条 の四の二第一項に 規定する特例子会 社対象会社をいう 。以下この号にお いて同じ。)に該 当する持株特定子 会社(同法第十六条 の四の二第一項に 規定する持株特定 子会社をいう。 以下この号におい て同じ。)
			(略)	(略)	(略)	(略)	

規定	読み替える銀行法の 読み替えられる字句	読み替える字句	2	(略)	(略)	(略)	
			法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)		

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

4 法第十七条において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、

4 法第十七条の規定において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、

同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の

同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の

二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「

二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「

特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える施行令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第四条第一項第一号 ホ	(略)	法第二条第六項	(略)	長期信用銀行法第十七条において準用する法第十三条の三の二第三項
(略)	同項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ	(略)	

第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業

特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える施行令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第四条第一項第一号 ホ	(略)	法第二条第六項	(略)	長期信用銀行法第十七条において準用する法第十六条の三第一項
(略)	同項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ	(略)	

第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業

者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十（略）

2  
5  
（略）

者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十（略）

2  
5  
（略）



五 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案

現行

				<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第十二条の二第一項	定期積金等	読み替えられる字句	規定	
預金者等の	定期積金	読み替えられる字句	規定	
預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の	定期積金	読み替えられる字句	規定	
				<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第十二条の二第一項	定期積金等	読み替えられる字句	規定	
預金者等の	定期積金	読み替えられる字句	規定	
預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	定期積金	読み替えられる字句	規定	

			第十三条の二	(略)
			子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
			若しくは	(略)
			とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。)との間で当該取引若しくは行為を行う場合において	(略)
			又は	(略)
			とき	(略)
				(略)
			第十三条の二	(略)
			子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
			子会社	(略)

第十三条の三の二第一項	銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは子金融機関等	子金融機関等	(削る。)	て、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき
		中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる業務、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定す			
第十三条の三の二第一項	銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは子金融機関等	子金融機関等	第十三条の三	
		中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる業務、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定す	子金融機関等	第十三条の四	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二

	(略)	る信用協同組合代理業
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続
第五十七条の七第二項	銀行、銀行主要株主、銀行持株会社	信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。）

第七条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項に

	(略)	る信用協同組合代理業
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続
(新設)		

第七条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項に

において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)

(の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)

(の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第七条の二の三各号に掲げる指定</u></p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法</p>	<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第七条の二の二各号に掲げる指定</u></p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金</p>

第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	定期積金等	第十三条の四	預金者等の	(略)	読み替える銀行法の規定
				(略)	読み替えられる字句
				(略)	読み替える字句
	定期積金	労働金庫法第九十条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の		

庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	定期積金等	第十三条の四	預金者等の	(略)	読み替える銀行法の規定
				(略)	読み替えられる字句
				(略)	読み替える字句
	定期積金	労働金庫法第九十条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の		

		第十三条の二	(略)
若しくは	とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
又は	とき	子会社	(略)
		第十三条の二	(略)
		子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
		子会社	(略)



(略)	の健全性を損なうお それがないことその 他の内閣府令で定め る要件を満たすもの として内閣総理大臣 の承認を受けたとき	(略)
-----	----------------------------------------------------------------------------	-----

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合には、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、

(略)		(略)
-----	--	-----

2 法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、

「とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

4 法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

4 法第九十四条第五項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(金庫が労働金庫代理業を行う場合において変更の届出を要する労働金庫の範囲)

第七条の二の二 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

2 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定める労働金庫は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の二 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一

により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜四（略）

五 法第九十一条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〜十（略）

2〜5（略）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、都道府県知事が行うことと

第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。次条第一項において同じ。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜四（略）

五 法第九十一条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〜十（略）

2〜5（略）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、都道府県知事が行うことと

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六〇九 (略)

254 (略)

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六〇九 (略)

254 (略)

七 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項及び第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第十六条の二第二項 第十一号ト	(略)		第十六条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の 規定
前各号及び次号	(略)	イ、ハ及びニ	次に掲げる会社（	(略)	読み替えられる字句
第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号及び第十	(略)	ハ	第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号、第十一 号から第十二号の 二まで又は第十三 号に掲げる会社（ 国内の会社に限る 。	(略)	読み替える字句

(新設) 第十六条の二第二項 第十一号ト	(略)		第十六条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の 規定
	(略)	イ、ハ及びニ	次に掲げる会社（	(略)	読み替えられる字句
	(略)	ハ	第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号又は第十 一号から第十三号 までに掲げる会社 （国内の会社に限 る。	(略)	読み替える字句

(略)	第十六条の二第二項 第一号	
(略)	銀行又は前項第二号 から第十号まで	
(略)	特定承継会社（農 林中央金庫及び特 定農水産業協同組 合等による信用事 業の再編及び強化 に関する法律（平 成八年法律第百十 八号。以下「再編 強化法」という。 ）附則第二十六条 第一項に規定する 特定承継会社をい う。以下同じ。） 又は前項第一号、 第二号の二から第 四号まで若しくは 第六号	一号から第十二号 の二まで

(略)	第十六条の二第二項 第一号	
(略)	銀行又は前項第二号 から第十号まで	
(略)	特定承継会社（農 林中央金庫及び特 定農水産業協同組 合等による信用事 業の再編及び強化 に関する法律（平 成八年法律第百十 八号。以下「再編 強化法」という。 ）附則第二十六条 第一項に規定する 特定承継会社をい う。以下同じ。） 又は前項第一号、 第二号の二から第 四号まで若しくは 第六号	



		第十六条の二第七項
<p>から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号まで</p>	<p>とき(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)</p>	<p>、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号又は第十三号</p>
<p>まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)</p>		
		第十六条の二第七項
	<p>まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)</p>	<p>から第十一号まで、第十三号又は第十四号</p>
<p>まで</p>		<p>、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号又は第十三号</p>

<p>項] 第十六条の二第十二</p>	<p>第十六条の二第九項</p>	<p>第十六条の二第八項</p>	
<p>イ、ハ、ニ</p>	<p>第一項各号</p>	<p>子会社（第一項第十 二号の三に掲げる会 社にあつては、当該 銀行又はその子会社 が合算してその基準 議決権数を超える議 決権を保有する会社 。以下この項におい て同じ。）</p>	<p>第五条第一項（認可 ）</p>
<p>ハ</p>	<p>第一項各号（第二 号、第五号、第五 号の二、第七号か ら第十号まで、第 十二号の三及び第 十四号を除く。）</p>	<p>子会社</p>	
<p>項] 第十六条の二第十一</p>	<p>第十六条の二第九項</p>	<p>(新設)</p>	
<p>イ、ハ、ニ</p>	<p>第一項各号</p>		
<p>ハ</p>	<p>第一項各号（第二 号、第五号、第五 号の二、第七号か ら第十号まで及び 第十四号を除く。 ）</p>		

第十六条の四第一項	及び第十二号の二から第十三号まで	、第十二号の二及び第十三号	第十六条の四第四項 ただし書	認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）	認可	第十六条の四第四項 第四号	が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつた	について、農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を受けた	(略)	(略)	(略)
-----------	------------------	---------------	-------------------	-------------------------------	----	------------------	------------------------	------------------------------------	-----	-----	-----

3  
3  
9 (略)

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関

第十六条の三第一項	百分の五	百分の十	第十六条の三第四項 ただし書	認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）	認可	第十六条の三第四項 第四号	が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつた	について、農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を受けた	(略)	(略)	(略)
-----------	------	------	-------------------	-------------------------------	----	------------------	------------------------	------------------------------------	-----	-----	-----

3  
3  
9 (略)

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関

係

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		(略)	読み替える法令の規定
		(略)	読み替えられる字句
		(略)	読み替える字句
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号	第十三条の二ただし書	第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)	
会社分割(法第十六条の二第七項に規定)	会社分割	第十三条の二ただし書、第十六条の四第二項ただし書	

係

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		(略)	読み替える法令の規定
		(略)	読み替えられる字句
		(略)	読み替える字句
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号	第十三条の二ただし書	第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)	
会社分割(法第十六条の二第七項に規定)	会社分割	第十三条の二ただし書、第十六条の三第二項ただし書	

<p>する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p>
<p>（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定に</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p>

<p>する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>
<p>（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定に</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>

(略)	(略)	(略)
	<p>ける会社の議決権を 当該事業の一部の譲 渡若しくは譲受けの 当事者である銀行又 はその子会社が合算 してその法第十六条 の四第一項に規定す る基準議決権数を超 えて保有することと なるものを除く。)</p>	<p>より同法第十条第 一項第三号の事業 を行う農業協同組 合連合会の権利義 務を承継したもの を除く。) からの 再編強化法第二条 第三項に規定する 信用事業の全部の 譲受け</p>

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)  
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。第四十二条第三項(農林中央

(略)	(略)	(略)
		<p>より同法第十条第 一項第三号の事業 を行う農業協同組 合連合会の権利義 務を承継したもの を除く。) からの 再編強化法第二条 第三項に規定する 信用事業の全部の 譲受け</p>

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)  
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。第四十二条第三項(農林中央

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に  
関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準  
用する場合を含む。）と、同令第五条第一項第四号中「農水産業  
協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化  
法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項  
第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特  
定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令  
第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、  
農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」  
とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「  
水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十  
六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれか  
を行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「  
及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一  
号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号」とあ  
るのは「前条第一項第六号ニ及び」とする。

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に  
関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準  
用する場合を含む。）と、同令第五条第一項第四号中「農水産業  
協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化  
法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項  
第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特  
定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令  
第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、  
農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」  
とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「  
水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十  
六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれか  
を行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「  
及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一  
号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号」とあ  
るのは「前条第一項第六号ニ及び」とする。

八 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等という。</p> <p>(法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(貴金属等)</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等という。</p> <p>(法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(貴金属等)</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p>



(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇十三 (略)

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業(次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「仮想通貨交換業」という。)に係る業務

十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十六 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百号)  
第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各

(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇十三 (略)

(新設)

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十六 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百号)  
第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各

号に掲げる業務

十八 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イゝカ (略)

号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イゝカ (略)

ヨ| 仮想通貨の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ| 仮想通貨の交換等であつて、当該仮想通貨の交換等に係る仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が二百万円を超えるもの

レ| 仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（仮想通貨の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移転に係る仮想通貨の価額が十万円を超えるもの

ソ| (略)

ツ| 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。））、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツ|において同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

ヨ| (略)

タ| 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。））、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タ|において同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

（）の本券若しくは利札の受払いをする取引（仮想通貨の交換等）  
本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。  
）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるものは、十万円）を超えるもの

ネ| 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がナ|に規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ナ|ノ| （略）

オ| 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはナ|に掲げる取引（ナ|に掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはナ|に規定する契約（ナ|に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

（）の本券若しくは利札の受払いをする取引（本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第一号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

レ| 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソ|に規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下レ及び第三項第二号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ|ム| （略）

ウ| 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソ|に掲げる取引（ソ|に掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソ|に規定する契約（ソ|に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

<p>四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する 売買契約の締結又はその代理若しくは媒介</p> <p>五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 その代金の額 が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十一号に規定 する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結</p> <p>六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定す る契約の締結</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取 引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一 回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取 引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであ るものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第 一項の規定を適用する。</p> <p>一 仮想通貨の交換等</p> <p>二 仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等 の依頼に基づいて移転させる行為</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(司法書士等の特定業務)</p> <p>第八条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄各号列 記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす る。</p>	<p>四 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定す る売買契約の締結又はその代理若しくは媒介</p> <p>五 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 その代金の額が 二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十号に規定する 貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結</p> <p>六 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定す る契約の締結</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取 引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一 回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取 引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであ るものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第 一項の規定を適用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(司法書士等の特定業務)</p> <p>第八条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄各号列 記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす る。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪

収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。)及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がある取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。)及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がある取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十三号及び第三十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号

、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号



、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条 法第二條第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五條、第十六條第一項、第十七條及び第十八條に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条 法第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五條、第十六條第一項、第十七條及び第十八條に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二十二項第三十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一項第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二十二項第三十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二十二項第三十七号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二十二項第三十四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一項第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二十二項第三十四号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二十二項第三十六号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び

第三十四条 法第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び

次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方  
法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務  
所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは  
、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対  
し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する  
法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限  
は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行  
使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十七号  
に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の  
主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」  
という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び  
税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及  
び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者  
の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署  
長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の  
従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主  
たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査

次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方  
法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務  
所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは  
、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対  
し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する  
法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限  
は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行  
使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十六号  
に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の  
主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」  
という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び  
税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及  
び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者  
の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署  
長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の  
従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主  
たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査

・指導等を行うことができる。

・指導等を行うことができる。

九 電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）

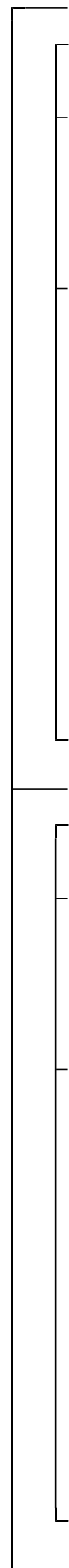
改正案

現行

		<p>（電子記録の訂正）</p> <p>第九条 電子債権記録機関は、発生記録に法第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項が記録されている場合において、その記録の内容に抵触する譲渡記録、保証記録、質権設定記録、分割記録又は記録機関変更記録がされているときは、電子記録の訂正をしなければならぬ。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときに限る。</p> <p>2 （略）</p>	
別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
十二	分割記録	項	電子記録
		一〇十一	（略）
			電子記録の請求に必要な情報
		イ	原債権記録の記録番号
		ロ	電子記録債権の分割をする旨
		ハ	法第四十四条第一項第三号に掲げる事項

十五	十四	十三	
強制執行等の 電子記録	信託の電子記 録	記録機関変更 記録	
イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号 ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項	イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号 ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項	イ 変更前債権記録の記録番号 ロ 電子債権記録機関の変更をする旨 ハ 法第四十七条の三第四項第二号に 掲げる事項	ニ 法第四十五条第一項第二号から第 四号までに掲げる事項 ホ 法第四十六条第一項第三号及び第 四号に掲げる事項 ヘ 法第四十七条各号に掲げる場合に あつては、ハからホまでの規定にか かわらず、これらの規定の例に準じ て主務省令で定める事項

十四	十三	(新設)	
強制執行等の 電子記録	信託の電子記 録		
イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号 ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項	イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号 ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項		ニ 法第四十五条第一項第二号から第 四号までに掲げる事項 ホ 法第四十六条第一項第三号及び第 四号に掲げる事項 ヘ 法第四十七条各号に掲げる場合に あつては、ハからホまでの規定にか かわらず、これらの規定の例に準じ て主務省令で定める事項





十 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

改正案	現行
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 仮想通貨（第二十条の二・第二十条の三）</p> <p>第四章 資金清算（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「紛争解決等業務」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨交換業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は紛争解決等業務をいう。</p> <p>（前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）</p>	<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 資金清算（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条―第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。</p>

第九條の二 法第二十条第二項の規定による公告を電子公告（会社法第二十三条第三十号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第二十条第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項第三号	異議を述べる	債権の申出をする
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

（基準日に係る特例）

第九條の三 法第二十九条の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四条及び第二十三条の規定の適用については、法第十四条第二項中「基準日における」とあるのは「基準日（第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の直前の基準日が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以

（新設）

（新設）

下この項において同じ。)における」と、法第二十三条第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九条の第二項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日から次の通常基準日(同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。))までの期間である場合にあつては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 法第二十九条の第二第三項及び第四項に規定する政令で定める期間は、一年とする。

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金(法第四十三条第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)を供託した者又はその承継人(第三項において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 (略)

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第十九条において「権利」という。)の実行の手續が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金(法第四十三条第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)を供託した者又はその承継人(第三項において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 (略)

二 法第五十九条第一項の権利(以下この号、第三項及び第十九条において「権利」という。)の実行の手續が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手續に要した費用を控除し

実行の手續に要した費用を控除した残額

三 資金移動業の一部について権利の実行の手續が終了した場合  
供託した履行保証金の額から権利の実行の手續に要した費用及び  
当該権利の実行の手續が終了した日における未達債務の額（法第  
四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において  
同じ。）を控除した残額

四 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、次項に定  
めるとき 供託した履行保証金の全額

五 資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、次項に定  
めるとき 供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当  
することとなつた日における未達債務の額を控除した残額

2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、資金移動業  
者が法第六十一条第三項の規定による公告（事業譲渡、合併又は会  
社分割その他の事由による当該業務の承継に係る公告を除く。）を  
し、かつ、廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し  
負担する債務に係る債権者のうち知れている者には、各別にこれを  
通知した場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする  
。

一 廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担す  
る債務を履行したとき。

二 資金移動業者がその責めに帰することができない事由によつて  
廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する  
債務の履行をすることができない場合であつて、内閣府令で定め

た残額

（新設）

三 次項に定める場合 供託した履行保証金の全額

（新設）

2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、資金移動業  
者が法第六十一条第三項の規定による公告（事業譲渡、合併又は会  
社分割その他の事由による当該業務の承継に係る公告を除く。）を  
し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを通知した場合であ  
つて、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 その行う為替取引に関し負担する債務を履行したとき。

二 資金移動業者がその責めに帰することができない事由によつて  
その債務の履行をすることができない場合であつて、内閣府令で  
定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十

<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

るところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。

3 (略)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したものと及び為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2~14 (略)

(資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。

3 (略)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したものを除く。)に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2~14 (略)

(資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)
(略)
(略)

第三章の二 仮想通貨

(仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

(仮想通貨交換業者が電子公告により仮想通貨交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(略)
(略)
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

第九百四十条第三項 (各号を除く。)		前二項	第一項
これらの			同項の

(異議を述べた資金移動業等関係業者の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合)

第二十五条 (略)

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 (略)

(異議を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合)

第二十五条 (略)

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 (略)

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で資金移動業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で資金移動業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(新設)



進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により仮想通貨交換業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該仮想通貨交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）

改正案	現行
<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第三十九条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百一条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第三号</u>、<u>第四号</u>（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二百十條</u>第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第三十二條</u>において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第六号</u>、<u>第七号</u>、<u>第九号</u>、<u>第十一号</u>、<u>第十三号</u>、<u>第十六号</u>、<u>第十七号</u>、<u>第二十三号</u>（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八條第一項の規定による届出、同條第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三條第一項又は第十四條第一項の規定による提供及び同法第十三條第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十六条、第三十四条関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若</p>	<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第三十九条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百一条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第三号</u>、<u>第四号</u>（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二百十條</u>第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第三十一條</u>において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第六号</u>、<u>第七号</u>、<u>第九号</u>、<u>第十一号</u>、<u>第十三号</u>、<u>第十六号</u>、<u>第十七号</u>、<u>第二十三号</u>（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八條第一項の規定による届出、同條第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三條第一項又は第十四條第一項の規定による提供及び同法第十三條第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十六条、第三十四条関係）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若</p>

しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十六（略）

しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十六（略）

十二 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）

改正案	現行
<p>（金銭等に類する財産）</p> <p>第四条 法第九条第一号の政令で定める財産は、<u>仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。）</u>、前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。</p>	<p>（金銭等に類する財産）</p> <p>第四条 法第九条第一号の政令で定める財産は、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）</u>、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからロまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十～五十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ～ヲ （略）</p> <p>ワ 仮想通貨交換業を行う者</p> <p>カ 資金清算業を行う者</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからフまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十～五十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ～ヲ （略）</p> <p>ワ 資金清算業を行う者</p> <p>（新設）</p>

- ヨ| 認定資金決済事業者協会
  - タ| 電子債権記録機関
  - レ| 指定紛争解決機関（金融商品取引法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）
  - ソ| 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構
  - ツ| 保険契約者保護機構
  - ネ| 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行
  - ナ| 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行
  - ラ| 独立行政法人住宅金融支援機構
  - ム| 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
  - ウ| 独立行政法人国際協力機構
  - エ| 独立行政法人奄美群島振興開発基金
  - オ| 独立行政法人農林漁業信用基金
  - カ| 独立行政法人中小企業基盤整備機構
  - キ| 独立行政法人福祉医療機構
- (監督局の所掌事務)
- 第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次に掲げる者の監督に関すること。
- イ〜ク (略)
- ヤ| 仮想通貨交換業を行う者
- マ| 資金清算業を行う者

- カ| 認定資金決済事業者協会
  - コ| 電子債権記録機関
  - タ| 指定紛争解決機関（金融商品取引法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）
  - レ| 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構
  - ソ| 保険契約者保護機構
  - ツ| 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行
  - ネ| 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行
  - ナ| 独立行政法人住宅金融支援機構
  - ラ| 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
  - ム| 独立行政法人国際協力機構
  - ウ| 独立行政法人奄美群島振興開発基金
  - エ| 独立行政法人農林漁業信用基金
  - オ| 独立行政法人中小企業基盤整備機構
  - カ| 独立行政法人福祉医療機構
- (監督局の所掌事務)
- 第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次に掲げる者の監督に関すること。
- イ〜ク (略)
- ヤ| (新設)  
資金清算業を行う者

ケ 認定資金決済事業者協会

フ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号ヨにおいて同じ。）

二〇十三（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ及びヰからケまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからソまで、ネ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

（企画審査課の所掌事務）

第十六条 企画審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四（略）

五 金融検査（第四条第三号ネからクまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この号において同じ。）の結果に基づき、金融検査の相手方を所管する大臣に対し必要な報告を行うこと。

六・七（略）

マ 認定資金決済事業者協会

ケ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号カにおいて同じ。）

二〇十三（略）

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ及びヰからマまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからソまで、ネ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

（企画審査課の所掌事務）

第十六条 企画審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四（略）

五 金融検査（第四条第三号ツからオまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この号において同じ。）の結果に基づき、金融検査の相手方を所管する大臣に対し必要な報告を行うこと。

六・七（略）

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 五 (略)

ロ 仮想通貨交換業を行う者

カ 認定資金決済事業者協会

キ 認定経営革新等支援機関

ク 郵便貯金銀行 (郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号)

第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号、次条

第一項第一号及び第二十一条第一項第一号において同じ。)

ケ 郵便保険会社 (郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保

険会社をいう。以下この号及び第二十二条第一項第一号におい

て同じ。)

コ 日本郵政株式会社

ク 郵便貯金銀行を所属銀行 (銀行法 (昭和五十六年法律第五十

九号) 第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。) とする銀

行代理業を営む者

ケ 郵便保険会社を所属保険会社等 (保険業法第二条第二十四項

に規定する所属保険会社等をいう。) とする生命保険募集人

七 五 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イからへまで、リからカまで及びタからネまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 五 (略)

(新設)

ロ 認定資金決済事業者協会

カ 認定経営革新等支援機関

ク 郵便貯金銀行 (郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号)

第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号、次条

第一項第一号及び第二十一条第一項第一号において同じ。)

ケ 郵便保険会社 (郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保

険会社をいう。以下この号及び第二十二条第一項第一号におい

て同じ。)

コ 日本郵政株式会社

ク 郵便貯金銀行を所属銀行 (銀行法 (昭和五十六年法律第五十

九号) 第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。) とする銀

行代理業を営む者

ケ 郵便保険会社を所属保険会社等 (保険業法第二条第二十四項

に規定する所属保険会社等をいう。) とする生命保険募集人

七 五 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イからへまで、リからワまで及びヨからツまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及



び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号チに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号ツに掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵便株式会社を、ニにあつては第十九条第一項第六号ネに掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二〜六 (略)

2 (略)

び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号チに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号ソに掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵便株式会社を、ニにあつては第十九条第一項第六号ツに掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二〜六 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二条第二項第三十七号</u>に規定する両替業務を行う者に関する事。</p> <p>十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二条第二項第三十七号</u>に規定する両替業務を行う者に関する事。</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二条第二項第三十六号</u>に規定する両替業務を行う者に関する事。</p> <p>十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二条第二項第三十六号</u>に規定する両替業務を行う者に関する事。</p> <p>十二 （略）</p>

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同法附則第十九条の規定の施行の日（同年三月二十五日）から施行する。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関する経過措置)

第二条 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第二十条の規定は、前払式支払手段発行者（新資金決済法第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者をいう。以下この条において同じ。）が改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に新資金決済法第二十条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合について適用し、前払式支払手段発行者が改正法施行日前に改正法第十一条の規定による改正前の資金決済に関する法律第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合については、なお従前の例による。

（改正法施行日前における仮想通貨交換業者の登録を受けるための準備行為）

第三条 新資金決済法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（改正法附則第八条第二項の規定による新資金決済法の規定の読替え）

第四条 改正法附則第八条第二項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合には、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三条の二十一中「第六十三条の二の登録が取り消された」とあるのは「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた」とする。

（改正法施行日前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第五条 新資金決済法第八十七条の認定を受けようとする者（新資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る。）は、改正法施行日前においても、新資金決済法第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用に関する経過措置）

第六条 改正法附則第十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第二項第三十一号に掲げる者（以下この条において「新規特定事業者」という。）が、改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について新犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。以下この条において「新犯罪収益移転防止法相当確認」という。）を行っている顧客等（新犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ。）との間で行う改正法施行日以後の取引（次の各号のいずれかに該当する取引を含む。）であつて、当該新規特定事業者（第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の新規特定事業者）が、新犯罪収益移転防止法第二十三条第二項の主務省令（以下この条において単に「主務省令」という。）で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたもの（当該取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等（新犯罪収益移

転防止法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この条において同じ。）になりすましている疑いがあるもの、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引（第八条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下この条において「新犯罪収益移転防止法施行令」という。）第七条第一項に規定する疑わしい取引をいう。次項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）については、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、適用しない。

一 当該新規特定事業者が他の新規特定事業者に委託して行う改正法施行日以後の新犯罪収益移転防止法施行令第七条第一項第一号に定める取引であつて、当該他の新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行うもの

二 当該新規特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の新規特定事業者の事業を承継した場合における当該他の新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行う改正法施行日以後の取引（当該他の新規特定事業者が当該新規

特定事業者に対し当該新犯罪収益移転防止法相当確認について作成した新犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該新規特定事業者が当該記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2 新犯罪収益移転防止法第二条第二項に規定する特定事業者（新規特定事業者を除く。）が新規特定事業者に委託して行う改正法施行日以後の新犯罪収益移転防止法施行令第七条第一項第一号に定める取引であって、当該新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等との間で行うものであって、当該新規特定事業者が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったもの（当該取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等になりすぎている疑いがあるもの、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）については、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、

適用しない。